

各都道府県衛生主管部（局） 御中

厚生労働省医政局医療経理室
医政局医事課

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）のうち
新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業の実施について

「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）の実施について」（令和2年6月16日医政発第1号・健発第5号・薬生発第2号厚生労働省医政局長・健康局長・医薬・生活衛生局長連名通知）により、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）実施要綱」（以下「実施要綱」という。）を改めたところです。実施要綱3（17）新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業について、医療従事者や職員（以下「医療従事者等」という。当該医療機関等が雇用する医療従事者等のほか、派遣職員である医療従事者等及び委託事業者に雇用される医療従事者等を含む。）に対して慰労金を円滑かつ迅速に給付できるよう、国において関係者と調整を行っているところですが、各都道府県においても準備を進められるよう、現時点での取扱いの方針を下記のとおりお伝えしますので、御了知の上、事業の実施に向け準備方お願いいたします。

なお、今後、詳細な給付に係る事務フロー等について、内容が決まり次第改めて連絡します。

記

1 国への交付申請について

各都道府県から国への新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の交付申請に当たっては、実施要綱にしたがい、各都道府県において、医療従事者等の数を踏まえ所要額を見込んでいただく必要があります。各都道府県の統計上の医療従事者数（医師・歯科医師・薬剤師統計等）から参考値を算出しましたので、これも参考としながら所要額を見込んでいただきますよう、お願いいたします。

また、各都道府県の給付に係る事務費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により交付することを検討しており、内容が決まり次第改めて連絡します。

なお、各都道府県において交付額では慰労金の給付に不足する場合には、追加での交付決定等も検討します。

(参考) 平成 30 年医師・歯科医師・薬剤師統計等の医療従事者数で予算額を按分した参考値

(単位：億円)

| 都道府県 | 参考値 | 都道府県 | 参考値 | 都道府県 | 参考値 | 都道府県 | 参考値 |
|------|-----|------|-----|------|-----|------|-----|
| 北海道 | 146 | 東京都 | 304 | 滋賀県 | 32 | 香川県 | 27 |
| 青森県 | 29 | 神奈川県 | 169 | 京都府 | 69 | 愛媛県 | 38 |
| 岩手県 | 31 | 新潟県 | 52 | 大阪府 | 206 | 高知県 | 24 |
| 宮城県 | 49 | 富山県 | 29 | 兵庫県 | 129 | 福岡県 | 146 |
| 秋田県 | 25 | 石川県 | 33 | 奈良県 | 31 | 佐賀県 | 25 |
| 山形県 | 27 | 福井県 | 20 | 和歌山県 | 26 | 長崎県 | 41 |
| 福島県 | 40 | 山梨県 | 19 | 鳥取県 | 17 | 熊本県 | 53 |
| 茨城県 | 53 | 長野県 | 51 | 島根県 | 20 | 大分県 | 33 |
| 栃木県 | 40 | 岐阜県 | 41 | 岡山県 | 56 | 宮崎県 | 31 |
| 群馬県 | 44 | 静岡県 | 77 | 広島県 | 73 | 鹿児島県 | 50 |
| 埼玉県 | 122 | 愛知県 | 149 | 山口県 | 39 | 沖縄県 | 35 |
| 千葉県 | 111 | 三重県 | 39 | 徳島県 | 22 | | |

※上記金額は単純に予算額を按分したものです。実際の慰労金の給付額は、実施要綱 3 (17) エ (ウ) の役割を設定された医療機関等の状況等により変わります。

2 慰労金の給付方法等について

詳細が決まり次第改めて連絡しますが、以下の手順を検討しておりますので、医療機関等への依頼等の準備をよろしくお願いいたします。

(1) 慰労金の給付申請

医療従事者等が勤務先医療機関等に代理受領の委任を行い、委任を受けた医療機関等が都道府県に給付申請を行うことを原則とすることを検討しています。医療機関等を退職している者について、医療機関等で把握できない場合は、迅速な給付を行う観点から、直接、当該者が都道府県に給付申請を行う方法を検討しています。

また、国立・公立で予算措置等の関係から代理受領が行えない医療機関等については、当該医療機関等が医療従事者等を取りまとめて給付申請を行うことを検討していますが、医療従事者等への給付の方法は、内容が決まり次第改めて連絡します。

※ 退職者からの給付申請は、当該退職者が勤務していた医療機関等から勤務期間の証明を取得し、添付してもらうことを検討しています。

※ 今回の慰労金は、所得税法の非課税規定に基づき、非課税所得に該当します。また、令和二年度特別定額給付金等に係る差押禁止等に関する法律に基づき、受給権について、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることが禁止され、支給を受けた金銭についても、差し押さえることが禁止されています。

(2) 慰労金の申請受付・支給事務等

慰労金の給付について迅速かつ簡易な仕組みにより行えるよう、代理受領分の申請受付、支給事務等は、都道府県が外部機関に委託する方法を検討しています。代理受領分以外は、都道府県に給付事務を行っていただくことを検討していますが、各都道府県の給付に係る事務費について、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金により交付することを検討しており、内容が決まり次第改めて連絡します。

(3) 医療機関等への周知

医療機関等への周知について、6月下旬以降に政府広報のテレビCMの放映を検討しています。医療機関等向けのリーフレット（各都道府県の照会先等を追記できるような媒体を都道府県へ配布）、医療機関等向けのQ&Aの作成等を検討しています。各都道府県におかれましても、医療機関等への周知にご協力をお願いいたします。

また、医療機関等に対して、慰労金の給付対象者の整理を進めていただくよう、周知をお願いします。

(4) 厚生労働省における電話問合せ窓口の設置

厚生労働省内に問合せ窓口を、当面の間、以下のとおり設置します。慰労金等に関して、医療機関等からの制度等の照会に対応する問合せ窓口になります。なお、各都道府県における申請受付や個別の給付決定等に関しては、各都道府県への問合せとなることが想定されますので、その際にご対応いただきますようお願いいたします。

厚生労働省代表 03-5253-1111 内線 2 6 5 5、2 6 5 6、2 6 5 8

電話受付 平日 9:30～18:00